

平成26年山形村議会第3回定例会

議事日程（第1号）

平成26年9月4日（木曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 平成26年9月4日

(15日間)

至 平成26年9月18日

日程第 3 村長あいさつ

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 行政報告

日程第 6 請願、陳情の委員会付託

日程第 7 報告第 2号

日程第 8 報告第 3号

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 9 同意第 4号

日程第10 諮問第 1号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第11 認定第 1号

日程第12 認定第 2号

日程第13 認定第 3号

日程第14 認定第 4号

日程第15 認定第 5号

日程第16 認定第 6号

日程第17 認定第 7号

日程第18 議案第29号

日程第19 議案第30号

日程第 2 0 議案第 3 1 号
日程第 2 1 議案第 3 2 号
日程第 2 2 議案第 3 3 号
日程第 2 3 議案第 3 4 号
日程第 2 4 議案第 3 5 号
日程第 2 5 議案第 3 6 号
日程第 2 6 議案第 3 7 号
日程第 2 7 議案の委員会付託

出席議員（12名）

| | |
|-------------------|-----------------|
| 1 番 大 池 俊 子 君 | 2 番 上 条 浩 堂 君 |
| 3 番 新 居 禎 三 君 | 5 番 小 林 武 司 君 |
| 6 番 籠 田 利 男 君 | 7 番 増 澤 武 志 君 |
| 8 番 大 月 民 夫 君 | 9 番 西 牧 一 敏 君 |
| 1 0 番 竹 野 入 恒 夫 君 | 1 1 番 赤 羽 千 秋 君 |
| 1 2 番 三 澤 一 男 君 | 1 3 番 平 沢 恒 雄 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|----------------------|------------------------|
| 村 長 百 瀬 久君 | 副 村 長 中 村 俊 春君 |
| 教 育 長 山 口 隆 也君 | 会 計 管 理 者 小 口 正君 |
| 総 務 課 長 中 村 康 利君 | 税 務 課 長 野 口 英 明君 |
| 住 民 課 長 青 沼 永 二君 | 保 健 福 祉 課 長 塩 原 美 智 代君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 倉 科 寛君 | 保 育 園 長 百 瀬 清君 |
| 産 業 振 興 課 長 住 吉 誠君 | 建 設 水 道 課 長 赤 羽 孝 之君 |

教育次長 根 橋 範 男君

総務課 主 幹 上 條 憲 治君

代表監査
委 員 笹 野 初 雄君

事務局職員出席者

事務局長 籠 田 佐 知 子君

書 記 児 玉 佳 子君

◎開会の宣告

○議長（平沢恒雄君） おはようございます。

これより、平成26年第3回山形村議会定例会を開会いたします。

報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

本日の会議に先立ちまして傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により撮影・録音等を行うことは禁止されております。

（午前 9時00分）

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） 全員が出席で定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、6番・籠田利男議員、7番・増澤武志議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（平沢恒雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る8月26日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から9月18日までの15日間にすべきものと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から9月18日までの15日間と決定いたしました。

◎村長招集あいさつ

○議長(平沢恒雄君) 日程第3、村長より招集のあいさつをお願いします。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 議員の皆様、おはようございます。本日、平成26年第3回議会定例会が開催されるに当たり招集のごあいさつを申し上げます。

今、日本全国を見渡しますと、何といたっても心を痛める話題は自然災害による甚大な被害であります。先月の広島県の局地的な集中豪雨による災害は、近隣では南木曾町の土石流災害を目にしていますので本当に身につまされる思いであります。被害に遭われました皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

先日の『NHKスペシャル』の情報を見ていると、現在海底の水温が異常に上がってきて、太平洋沖で発生する台風の中心気圧が900ヘクトパスカルを下回るスーパー台風を生み出す環境になっているとありました。その環境は急激な上昇気流を発生し、雷・突風を伴った豪雨となりいつ、どこでゲリラ豪雨になってくるか予想ができない状況にあるとっております。

気象庁ではピンポイントで降雨量の予測もしていますが、緊急避難体制に結びつくには受け取る側の体制も整っていないとは思いました。そう思って考えますと、先日山形村では恒例の地震総合防災訓練を実施いたしましたが、従来の訓練に修正を加えました内容での訓練であり、実際に地震に本当に大きな被害が発生した場合の対応を考えますと、まだまだ盛り込まなければいけないような内容がたくさんあるように思いました。

また、したがって先ほどのスーパー台風対策とか豪雨対策、豪雪対策等のあらゆる自然災害への取り組みもふだんから十分に考えていかなければいけないと思えます。これらの災害への対応は行政だけでなく関係各位の皆さんや住民の皆さんとも検討を加え協力していかなければいけない大きな課題のテーマであると思えます。今定例会では災害防災関連の一般質問もいただいておりますが、議員の皆様からも具体的

な提案をいただき、行政、議会が車の両輪となるようご支援、ご協力をよろしくお願いをしたいと思います。

一方、国においては安倍改造内閣が発足いたしました。地域の創世に重点を置くとありますので、種々の方面に対して期待をするものであります。また、長野県では阿部守一知事が5つの県づくりの基本政策を掲げ8月10日に再選を決めました。9月2日には新しい長野県づくりに志を高くして元気にスタートをいたしました。山形村でも阿部知事誕生には大勢の議員の皆様と長野県と山形村との交流を盛んにするよう要望をし応援をいたしました。投票率が最低の結果であったのは残念であります、日本一明るく元気な山形村の発展のために阿部県政に期待をし、協力をしていきたいと思っております。

一方、山形村は6月定例会以降開村140周年の記念事業を中心に山形村の元気を発信してまいりました。信州山の日事業に清水高原の山形村のてっぺんに元気の出る鐘のついたケルンを建設したことは未来に向かってよい足跡を残せたと、協力をしていただきました皆様に感謝をしております。

また、公民館、教育委員会が中心となり実行委員会の皆様で盛り上げていただきましたやまがたじゃんずら夏祭りや全国・全世界に向けた朝のラジオ体操みんなの体操会は1,700人近い人が参加で、雨の心配の中成功裏に終わることができましたことを本当によい成果と山形村の元気に感謝をしております。

また、先日行われました各区からの地域づくりヒアリングは、村民の皆様の声を聞く重要な場面でありまして、行政といたしましては来年度以降の事業を計画する上で大変重要な事業でありました。ただ、傾向としてはハード面が中心でありますので、私としてはソフト面の事業の提案も望みたいと思っております。例えば各地区における明るく楽しく元気な地域づくり、きずなづくりの大きなテーマがあってもよいのではないかなと思っております。

さて、議員の皆様におかれましては、ご多用中のところご出席を賜りましてまことにありがとうございます。本定例会への提案案件は行政報告1件、報告2件、同意1件、諮問1件、認定7件と議案9件であります。盛りだくさんの内容でありますよろしくご審議をお願いいたします。

最後に、議員の皆様におかれましては、くれぐれもお体をご自愛くださいまして、今議会でのご審議にご精励をくださいますようお願い申し上げて招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（平沢恒雄君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

例月出納検査結果以下の報告につきましては、議会事務局から報告させます。
児玉書記。

（事務局書記朗読）

◎行政報告

○議長（平沢恒雄君） 日程第5、行政報告を行います。

村長より報告願います。

村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 行政報告をいたします。本会で報告します内容は工事の発注状況についてであります。お手元に配付されております資料の工事の発注状況をご覧をいただきご報告にかえさせていただきたいと思っております。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（平沢恒雄君） 日程第6、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理しました請願・陳情は、26請願第4号及び5号と26陳情第2号、第3号及び4号の5件であります。

書記をして件名の朗読をいたします。

児玉書記。

（事務局書記朗読）

ここで、本請願の紹介議員より内容説明を求めます。

26請願第4号及び第5号について内容説明を求めます。

大池俊子議員、説明願います。

大池俊子議員。

(1番 大池俊子君 登壇)

○1番(大池俊子君) それでは、「少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書」ということで理由を説明したいと思います。

平成27年度の国の予算編成に基づき、どの子にもそれぞれの個性をはぐくみ、行き届いた教育をするために、少人数学級の早期実現や教職員の定数増を求める意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきますようお願いいたしますということで理由を説明したいと思います。

これは毎年来ている内容です。この議会でもずっと採択されてきました。意見書を上げてきました。しかし、国はなかなか少人数学級にはしていません。2011年度から小学1年生を対象に学級編成の標準を35人以下にする法改正が行われて実施されていますが、小学2年生以上は35人以下となっていない学級を解消するために加配をするにとどまっています。

また、教職員の採用も正規ではなく非正規にとどめることにもつながっていて、山形の小学校、中学などを見ても正規ではなく非正規での先生方が多いのには驚きます。長野県では既に中学3年まで少人数学級が行われています。県の出費を減らすためにも国がきちんと義務教育全学年で学級定員引き下げを実施し、また教職員が一人ひとりの子供たちに行き届いたゆとりのある教育をしていくためには教職員定数を大幅に増やすことです。

山形村でも学校支援地域本部で学校と地域が垣根を取っ払い開かれた学校へとなっていますが、さらに充実させるためにも国としての少人数学級の保証は必要です。ぜひこの議会におきましても趣旨をご理解いただき、意見書を提出いただきますようよろしくお願いします。

続いて、「国に対し、消費税率10%への増税中止を求める請願書」ということで趣旨を説明したいと思います。

本年4月より消費税率が8%となりました。国民生活にとっても景気に大激震を与えています。総務省が発表した5月の家計調査では消費支出が前年同月比8%減り、減少幅は4月の4.6%から拡大、東日本大震災があった2011年3月の8.1%減以来の落ち込みとなって増税による深刻な影響はだれの目にも明らかです。

それにもかかわらず政府は夏場にかけて経済対策を強め、その夏場の経済指標を踏まえて12月初旬にも来年10月からの消費税率10%増税を決定することとしてい

ます。世論調査によりまして2015年10月に10%に引き上げることに反対と答えた世帯63%、賛成30%の割合でした。一方、輸出大企業上位20社に消費税8,864億円還付する輸出大企業にとって消費税はいただく税金だということです。法人税減税の上にさらにです。

このことから消費税増税分は社会保障の充実に充てるとしてきた国の言い分はごまかしであると証明されるものだと思います。ぜひこの請願趣旨の意を組み込んでいただいてこの意見書を上げていただきたいと思います。十分な審議をよろしく願います。

- 議長（平沢恒雄君） 本日提案されました請願2件、陳情3件については、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願・陳情付託表のとおり所管の常任委員会に付託し審査願うことにいたします。
-

◎報告第2号

- 議長（平沢恒雄君） 日程第7、報告第2号「平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

村長より報告を求めます。

村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

- 村長（百瀬 久君） 報告第2号「平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、財政の早期健全化・財政の再生に関する指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標による健全化判断比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字がないため、前年度と同様に数値なしとなりました。実質公債費比率は前年度に比べ3ポイント低下して6.2%となり、早期健全化基準に該当しませんでした。また、将来負担比率は前年度と同様に数値なしとなりました。

次に、同じ法律の第22条第1項の規定により、公営企業の経営健全化に関する指標であります資金不足比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

資金不足比率は水道事業、清水高原簡易水道及び公共下水道事業の3公営企業会計とも資金不足は生じていないため、前年度と同様に数値なしとなり、いずれも経営健全化基準に該当しませんでした。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 村長の説明が終了しました。

詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長（中村康利君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 詳細の説明はないようですので、この件についてはこれで終了します。

ここで代表監査委員より、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について報告をお願いします。

笹野代表監査委員。

（代表監査委員 笹野初雄君 登壇）

○代表監査委員（笹野初雄君） 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2条第1項の規定に基づきまして審査に付されました平成25年度山形村決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につきまして審査をいたしました。それに基づきまして審査意見につきましてご報告申し上げます。

初めに、平成25年度山形村健全化判断比率審査でございます。審査の概要ですが、村長から提出されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施をいたしました。

審査の結果、審査に付されました健全化判断比率及び算定の基礎となる書類を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。実質赤字比率、連結実質赤字比率はともにございません。実質公債費比率は6.2%となっております。

個別意見といたしましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも該当がございません。実質公債費比率につきましては6.2%であります。早期健全化基準の25%の範囲内にあると認められました。

また、将来負担比率は数値なしということであります。

このことから是正・改善を要する事項は、特に指摘する事項はございません。

次に、平成25年度山形村資金不足比率審査でございます。

審査の概要ですが、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる書

類を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として審査をいたしました。

審査の結果、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。清水高原簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計とも資金不足比率は発生しておりません。

このことから是正・改善を要する事項は特に指摘する事項はございません。

以上、審査意見のご報告を申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見についての報告が終わりました。

それでは、報告第2号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 2番、上条浩堂であります。なかなか代表監査委員さんに質問できるチャンスも少ないものであえてここで質問させていただきます。

報告によりますと特に特筆すべき意見はないとありますが、ただ1つ聞きたいのは、平成25年度の実質単年度収支は1億5,000万円とここ直近10年の間を見ても1億円を超す大幅な収支となっているわけですけれども、逆に言いますと事業不足、あるいは何もなかったというそういったふうにもとらえるのですけれども、これについての代表監査委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） それでは、笹野代表監査委員。

○代表監査委員（笹野初雄君） 25年度の決算の中で、自分はここについては当初予算どおりの内容で決算されておりますけれども、やはり事業の結果を見ますと例えば工事請負比等々の予算分比率の差額ですか、そういうものをもろもろを、あるいは補正をして予算執行が見込みまで達しなかった。そういうものをもろもろ集めますとやはり前年に比べまして若干多く感じられました。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） はい、ありがとうございます。それについて村当局の考えもお聞きしたいと思うのですけれどもお願いできますか、財政担当を含めて。

○議長（平沢恒雄君） それでは、中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） ただいまのご質問でございますが繰越金が多かったということのご指摘でございます。前年度の決算を締める段階で今監査委員からもありました補正予算の最終的な時期もちょっと議会が早かったというようなことで締めるのも比較的早かったというようなことで、事業執行の不要分等の処分もできなかった、締めがちょっと早かったということもあります。

それから、最終的に税収等も上がってきておりまして、その関係で伸びた分があったというようなことで繰越金が増えたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

以上で報告第2号は終了いたします。

◎報告第3号

○議長（平沢恒雄君） 日程第8、報告第3号「村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 報告第3号「村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について」の説明を申し上げます。

本年3月14日、職員による村道の凍結状況確認のため、公用車で巡回中に発生しました車両事故について、当事者と和解が成立し、損害賠償金額が確定いたしました。この件につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。よろしく申し上げます。

なお、詳細につきましては建設水道課長より報告をさせます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終了しました。ここで担当課長の詳細説明があればそれを許します。

赤羽課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） それでは、報告第3号「村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について」補足申し上げます。

事故の概要ですけれども、村道1級6号線、通称観光道路と呼ばれている清水高原へ向かう路線で、別荘のA地区山形村7598の61番地先で公用車で村道の路面の凍結状況等の確認のため巡回中、下りの左カーブで対向車2台が見えたのでブレーキをかけたところスリップし1台目の対向車に衝突、また次によけようと停車していた後続車とも衝突し、それぞれの車両の一部を破損してしまいました。

車両の修繕額の過失割合ですけれども、村側の過失割合60%、相手側が40%となりました。また、2台目につきましても損害費用については双方で1台目の過失割合で負担することで示談が成立しております。

なお、この修繕費用は全国自治協会、長野県町村自動車共済で対応することといたしました。

以上補足を申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、報告第3号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） これは相手方ですが、公用車の方の損害はどうだったのでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 公用車についても車両の一部を破損しております。これにつきましても保険の方の適用で修理等の対応はしております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員、よろしいですか。

○10番（竹野入恒夫君） はい。

○議長（平沢恒雄君） ほかに何かありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で報告第3号は終了いたします。

◎同意第4号～諮問第1号

○議長（平沢恒雄君） 日程第9及び日程第10は、人事に関する議案でありますので一括議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

児玉書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） ただいま一括議題としました同意第4号、諮問第1号の議案について村長より提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 同意第4号「教育委員会委員の任命について」の提案説明を申し上げます。

現在、山形村教育委員会の委員であります百瀬修平氏が、平成26年9月30日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、学校教育勤務の経験を生かし、2期教育委員として教育行政に携わり積極的に地域の教育振興に取り組んできています。

本年6月20日には地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、来年4月1日から施行されることになりました。この一部改正法により教育委員会制度や地方教育行政のあり方が大きく変わることになります。このような状況下で変化に対応し、地方教育行政の一層の充実を図るため地域の教育、学術及び文化に関し識見と経験を有する同氏を引き続き山形村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議の上ご同意くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」の提案説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦についてであります。現在、人権擁護委員であります塩原志女子人権擁護委員が12月31日をもって任期満了となることから、法務大臣から山形村長に対し長野地方法務局長を通じて委員候補者の推薦依頼がありました。

つきましては、新たに大角郁子氏を推薦したいと考えておりますが、人権擁護委員

法第6条第3項の規定により、市町村議会の意見を聞いて法務大臣に委員候補者を推薦することになっているため、議会の意見をお聞かせ願うものであります。

大角郁子氏は見識高く、中大池分館三役の経験もあり、人権問題や人権思想の普及高揚のため適任と存じますのでご審議をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 以上で村長の提案説明が終わりました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会全員協議会において同意第4号、諮問第1号につきましては委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることと決定しましたが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、ただいま議題といたしました同意第4号、諮問第1号につきましては委員会付託を省略して、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

それでは休憩をします。

（午前 9時38分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 9時50分）

○議長（平沢恒雄君） それでは、先ほど議題といたしました日程第9、同意第4号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） ないので討論を終結し、直ちに採決します。

同意第4号について原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、同意第4号「教育委員会委員の任命について」は、原案どおり同意することに決定しました。

次に、日程第10、諮問第1号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 質疑もないようですので、質疑を終結します。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) ないので討論を終結し、直ちに採決します。

諮問第1号について原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎認定第1号～認定第7号

○議長(平沢恒雄君) 日程第11、認定第1号から日程第17、認定第7号までを一括して議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

児玉書記。

(事務局書記朗読)

○議長(平沢恒雄君) ただいま一括議題といたしました認定第1号から認定第7号までの議案について、村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 決算認定、認定第1号から認定第7号までの説明を申し上げます。

平成25年度山形村の一般会計1会計、特別会計5会計及び水道事業会計1会計の合計7会計にかかる決算について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法

第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付すものであります。決算の金額は、実質収支に関する調書に沿って千円単位で申し上げます。

まず、認定第1号「平成25年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」であります。

一般会計の決算については、歳入総額が37億6,098万円、歳出総額が35億8,585万2,000円となり、歳入歳出差引額は1億7,512万8,000円、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は1億5,343万1,000円で黒字決算となりました。

次に、認定第2号「平成25年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」であります。

国民健康保険特別会計の歳入歳出決算は、歳入総額11億6,337万1,000円、歳出総額10億6,506万円、歳入歳出差引額及び実質収支額は9,831万1,000円となりました。

次に、認定第3号「平成25年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」であります。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、歳入総額5,718万3,000円、歳出総額5,699万3,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は19万円となりました。

次に、認定第4号「平成25年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」であります。

介護保険特別会計の決算につきましては、歳入総額が6億5,410万1,000円、歳出総額は6億4,075万3,000円となり、歳入歳出差引額と実質収支額は1,334万8,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第5号「平成25年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」であります。

この清水高原簡易水道特別会計の決算については、歳入総額が1,470万2,000円、歳出総額は1,352万8,000円となり、歳入歳出差引額と実質収支額は117万4,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第6号「平成25年度山形村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。

この公共下水道事業特別会計の決算については、歳入総額が4億4,301万8,000円、歳出総額は4億1,152万7,000円となり、歳入歳出差引額と実質収支額は3,149万1,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第7号「平成25年度山形村水道事業会計決算認定について」でありま

す。

地方公営企業法を適用する水道事業会計の損益については、収益的収支の総収益が2億589万4,000円、総費用が1億7,393万円となり、当年度の純利益は3,196万4,000円の黒字決算となりました。これに前年度繰越利益剰余金720万4,000円を加え、当年度未処分利益剰余金は3,916万8,000円となりました。

次に、資本的収支につきましては、資本的総収入額が412万5,000円、資本的総支出額が8,239万8,000円となりました。収入が収支に不足する額7,827万3,000円は過年度分損益勘定留保資金7,784万4,000円と消費税資本的収支調整額42万9,000円で補てんいたしました。

また、平成25年度水道事業の剰余金の処分については、建設改良積立金等に2,600万円、翌年度繰越利益剰余金1,316万8,000円とするものです。

以上、決算の認定につきましてその概要を申し上げます。

ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、認定第1号から認定第7号までの村長の説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、それを許します。

最初に、認定第1号についての詳細説明はありますか。

中村課長。

○総務課長（中村康利君） それでは、一般会計の決算の説明を申し上げたいと思います。議案としまして会計決算と会計説明書と2冊あるかと思いますが、一般会計決算の方で説明を申し上げたいと思いますのでお願いしたいと思います。

まず1ページをご覧いただきたいと思います。先ほど提案説明で申し上げましたように歳入合計は37億6,098万円、歳出合計が35億8,585万2,000円、差し引き1億7,512万7,000円という形になります。

申しわけございませんが1,000円単位という形で報告させていただきますのでよろしく申し上げます。

それから、少し飛びますが、その決算説明の最後の方ですが86ページをご覧いただきたいと思います。86ページに実質収支に関する調書が記載されております。この中に翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額という形で載っておりますが、その額が1億5,343万1,000円という形でございます。

それでは、済みません、また戻りますが、歳入歳出の決算、款・項の表で説明を申

上げたいと思います。後日決算説明会がありますので、25年度として主だったもの、もしくは特徴的だったもののみ申し上げたいと思いますのでよろしく願いいたします。

2ページでございます。まず款・項の集計表になっております。款の1でございますけれども村税の状況を記載してございます。収入済額の合計が9億2,826万7,000円、これは歳入に占める割合につきましては24.7%となっております。前年と比べましては2,724万6,000円の増収という形でございます。主な要因は住民税で716万4,000円、固定資産税で970万円、たばこ税で961万6,000円、それぞれ増収となっております。なお、そこにも記載してございますけれども、406万6,000円の不納欠損という形でございます。

款の2の地方譲与税から款の10、交通安全対策特別交付金まででございますが、これは国・県から一定の基準で交付されたものでございます。この2款から10款までの総額でございますが15億3,712万5,000円になります。これは全体に占める割合は40.9%となっております。前年と比べますと2,496万8,000円の増額という形でございます。この中でも地方交付税が13億8,188万6,000円という形で、収入全体に占める割合は36.7%ということで、前年と比べますと1,556万円の増額となりました。

11款の分担金及び負担金でございますが8,539万7,000円で、主なものにつきましては、ちょっとページを開いていただきます。9ページをご覧いただきたいと思いますが、9ページの中段ぐらいですか、児童福祉費の負担金という形で8,423万1,000円があります。この中でも保育料の負担金としまして山形村立の保育園の負担金、それから認可私立保育園の保育料負担金ということで8,017万円が負担金としておさまっております。

またもとに戻って3ページに今度お願いいたします。12の使用料及び手数料が3,111万円となっております。これは主には公共施設の使用料や戸籍住民票、それから税務諸証明の交付手数料が主なものでございます。

それから、13の国庫支出金につきましては2億4,352万8,000円で、これの主なものにつきましては、11ページの方になりますが、11ページの中段よりやや下になります。社会福祉費の負担金という形で障害者の自立支援給付関係が6,742万5,000円、それからその7節になりますが児童手当費の負担金が1億1,577万9,000円というふうになっております。

また、済みませんが3ページに戻っていただきます。14の県支出金でございます

が、これは先ほど申し上げました国庫負担金の歳入に伴うものとして、ルールとしまして県で負担しなければならないというのが主なものでございます。これについての詳細は13ページをご覧くださいますが、詳細はちょっと省略させていただきます。

それから、15の財産収入でございますが990万6,000円となっております。16の寄附金で656万8,000円となっておりますが、寄附金の主なものは下大池コミュニティセンターの建設費に伴う寄附金という形で612万2,000円が下大池からの寄附金という形になっております。

17の繰入金でございますが1億4,997万8,000円でございます。この主なものは子育て支援センターの建設に伴う児童福祉施設建設改築基金からの繰入金の9,839万8,000円、それから公共下水道推進基金からの繰入金5,000万円となっております。

18の前年度の繰越金ですが1億2,376万7,000円という形になっております。

それから、19の諸収入でございますが6,924万6,000円です。この主なものは18ページから20ページに詳細の内容が出ておりますので、またご覧いただければというふうに思います。

それから、3ページのまた最後の村債でございますが、3億9,209万6,000円となっております。この内訳は21ページ以降にご覧いただきたいと思いますが、主なものは防災拠点施設の整備で1億60万円、これは下竹田の防災センターの関係でございます。それから、あと消防費の防災施設整備ということで3,060万円、これは消防団の詰所の費用に充てたものでございます。それから、教育債は公共施設等の耐震化事業ということで9,310万円、これはトレーニングセンターの耐震の工事に充てたものでございます。それから、臨時財政対策債に1億6,459万6,000円となっております。

歳入についての説明は以上でございます。

続きまして、歳出でございますが、決算書の方の4ページをご覧くださいと思います。

款の1、議会費ですが7,052万8,000円でございます。全体に占める割合としましては2%でございます。

次の総務費、4億9,749万4,000円でございますが、これは全体で14.4%に当たりますが、その中に含まれるのは先ほど申し上げました下竹田の防災拠点施設9,765万円が大きなものでございます。

款の3の民生費でございますが10億6,269万3,000円でございます。これは全体で29.6%となっております。先ほど申し上げましたように児童福祉の関係で6億970

万円となっております。この中ではやはり子育て支援センターの建設費関係、それから保育園で繰り越した工事費等もございまして、その関係で1億4,740万6,000円が支出されております。それから、1月以降に運営されました子育て支援センターの運営費に222万6,000円が支出となっております。

それから、款の4、衛生費でございますが3億1,207万2,000円、これは全体の8.7%となっております。労働費につきましては143万1,000円で、これにつきましては比率割合はちょっと数字が小さいものですから数字としては出てきておりません。

それから、農林水産業費ですが1億3,449万6,000円で全体の3.8%でございます。

商工費は4,459万2,000円ということで全体の1.2%でございます。

土木費は3億5,847万8,000円、これは全体のちょうど1割ということで10%となっております。

それから、款の9の消防費でございますが1億5,830万4,000円で、全体の4.4%。先ほど申し上げましたように25年度では下竹田分団の建てかえ工事が行われ、また旧消防団の詰所につきましては2つの解体が終わったということで、村内の分団の建てかえ工事はすべてが完了したという状況になっております。

5ページをご覧をいただきたいと思えます。教育費でございますが3億7,414万5,000円で全体の10.3%でございます。トレーニングセンターの研修施設の耐震補強工事に8,925万円の支出が大きなものだったという形でございます。

それから、公債費でございますが3億6,829万6,000円、全体の10.3%となります。長期債の元金が2億3,778万9,000円、それから長期償還の元金には9,705万3,000円、それから長期債の利息としまして3,345万3,000円の支出でございます。

それから、13の諸支出金の基金費でございますが1億9,168万2,000円、全体の15.3%になりますが、財政調整基金の積立金に2,719万5,000円、それから地域福祉基金の積立金としまして5,000万円、それから公共施設整備基金の積立金に1億1,392万1,000円が主なものとなっております。

先ほど申し上げましたように詳細説明につきましては月曜日ですか、決算認定の説明会という形になりますので、補足説明は以上とさせていただきます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に、認定第2号についての詳細説明がありますか。

青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） それでは、また決算審査の時間がありますので概略だけこ

ここで説明をしたいと思います。

お手元の決算書のつづりが次に別冊で国保の決算の説明書がございます。決算説明書におきましては、数字は決算書すべて網羅しておりますので、こちらの方で主立ったところだけご説明をしたいと思います。

まず、25年度の国保会計全体の運営状況の流れでありますけれども、予想された医療費が総トータルではかなり下回りました。これは年度末付近、いわゆる冬場の医療費がこちらで予想していたよりは支払額として少なくなったということが要因としてされております。

それでは、1ページをお開きください。ここではまず国民健康保険税の収入について申し上げます。全体では予算以上に収入となりました。この主なところは収納率の向上もありますけれども過年度分、つまり滞納額の収入がここで大きく上がってきているという状況であります。

それから、飛びまして3ページの下の方、こちらに繰入金の中で基金の繰入金がございます。予算では2,000万円を見込みましたが、これは資金が不足する場合にこちらの基金からの取り崩しを計画しておりましたが、冬場の医療費が少なかったということを見ましてギリギリまで取り崩しを待ちましたが、取り崩しをする必要がなかったという状況で決算を迎えることができました。

続きまして、歳入ですが5ページをお開きください。5ページの2款保険給付費です。こちらですが予算では7億5,000万円ほどを見ていましたけれども、医療費が特段増加傾向がそうそうなかったということで7億円を切りまして、全体では6億9,000万円ほどになったという状況でございました。

主立った金額の移動は以上のとおりであります。最後に9ページ、こちらを見ていただきたいと思います。9ページに先ほど村長説明のとおり歳入歳出差し引きそれぞれの金額の説明がありまして、差し引きでは形式的収支9,800万円でありますけれども、実はこの9,800万円につきましては26年度におきまして当然医療費が少なかった分、国あるいは支払基金等からの交付金額も精算によって償還をしなければいけないということで、その金額が約2,200万円ほどになってきております。

それから、単年度の実質収支、こちらの方が実は一番大事な数字でございまして、この数字は表の一番上、マイナスの4,200万円となっております。形式的では確かに9,800万円の黒字ではありますけれども、国保会計単年度で見ますと4,200万円の赤字というふうにご理解いただければと思います。

説明は以上になります。

○議長（平沢恒雄君） 次に、認定第3号についての詳細説明がありますか。

○住民課長（青沼永二君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、認定第4号についての詳細説明はありますか。

塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） それでは、認定第4号、平成25年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算について補足説明申し上げます。

決算書の1ページをご覧ください。先ほど村長の方からご説明がありましたとおり実質収支につきまして1,334万8,315円となりました。

次に、2ページをご覧ください。まず介護保険料でございますが、前年度に比べまして619万4,000円の増となりまして1億2,530万3,000円となっております。また、14名の被保険者を不納欠損といたしました。その他の科目につきましては、一定のルールによりそれぞれ入っておりますのでここでは省略させていただきます。

3ページをご覧いただきたいと思います。歳出の主なものは2款の保険給付費になりますので、保険給付費の詳細説明をしたいと思います。前年に比べますと3,305万円の増となっております。この保険給付費の増の原因につきましては、10ページ、11ページにそれぞれの給付の内訳が出てございます。主なものを申し上げますと地域密着型介護サービスの認知症対応型共同生活介護で621万円、小規模多機能型居宅介護で2,762万円の費用が増加いたしました。また、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3施設で3,161万円の費用が増加いたしました。

一方で、訪問介護で710万円、特別養護老人ホームの短期入所、生活介護で623万円、認知症対応型通所介護で1,506万円の費用が減少したという状況にあります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に、認定第5号についての詳細説明はありますか。

赤羽建設水道課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） それでは、認定第5号、平成25年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算について補足説明を申し上げます。実質収支に関する調書に合わせ1,000円単位で説明を申し上げます。

決算書の1ページをご覧いただきたいと思います。25年度の決算総額ですけれども、歳入で前年度比117万円増の1,470万2,000円、歳出は前年度210万5,000円増の1,352万8,000円、差引残額ですけれども、前年度比93万6,000円減額の117万4,000円となっ

ております。

続いて、決算書の歳入の概要を申し上げます。事項別明細書4ページをご覧くださいと思います。一番上段になります。使用料ですけれども、水道料金収納額は592万7,000円で前年度比7万7,000円の減となっております。全水道料金のうちおよそ半分、49%を占めるスカイランドきよみずの使用料金ですけれども、昨年並みの291万3,000円となっております。

中段ですけれども、2款、繰入金です。一般会計からの公料金対策及び償還分にかかわる25年度分と、それから25年度は統合計画にかかわる経費分を含めまして前年度比80万8,000円増額の665万円を繰り入れております。

次に、5ページ、歳出になります。上段の経営管理費であります。その中の委託料であります。歳入で申し上げましたが、25年度新規で統合計画にかかわる経費で固定資産台帳整備委託料業務210万円が計上してあります。その他25年度は特段大きな事業もなくほぼ前年度並みの支出となっております。この歳出の大きなものでは下段の2款公債費であります。起債の元金償還と利子分を合わせまして702万1,000円を支出しております。

詳細につきましては決算説明書をご覧くださいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 次に、認定第6号についての詳細説明はありますか。

赤羽建設水道課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） それでは、認定第6号、平成25年度山形村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について補足説明を申し上げます。先ほども言いましたけれども実質収支に関する調書に合わせ1,000円単位で説明を申し上げます。

決算書1ページをご覧くださいと思います。25年度の決算総額は、歳入で前年度比1,650万円増の4億4,301万8,000円であります。歳出総額は4億1,152万7,000円で、前年度比531万5,000円の増額の決算となりました。この結果、差引残額は3,149万1,000円と前年度比1,033万5,000円の増額の決算となっております。

続いて、歳入の主だった点のみ申し上げます。事項別明細書4ページをご覧くださいと思います。1款の下水道分担金の現年度分は接続件数26件、口数では27口で前年度より2件減の953万8,000円となっております。

次に、2款使用料のうち1目下水道使用料であります。現年度分調定額で1億5,987万3,000円となりました。前年度比で360万1,000円の増額となっております。これは冬期間の暫定使用料の関係の2カ月分につきまして、25年度は暫定見込率を75%か

ら100%に見直したことによるもので、486万7,000円の増額となりましたが、使用料ベースでは126万5,000円の減額となっております。

中段の3款国庫支出金ですけれども、前年度に引き続き補助事業で下水道施設長寿命化計画策定委託に対する交付金300万円であります。これは事業費の2分の1の補助率であります。

次の4款繰入金のうち1目一般会計繰入金ですけれども、前年度より500万円増の2億5,000万円。2項の推進基金からの繰り入れはありませんでした。

次に歳出、6ページをご覧いただきたいと思います。1款の下水道費のうち1目公共下水道事業建設費の委託料であります。下水道処理人口等見直しによる計画変更策定業務に210万円、また歳入でありました国庫補助事業対象の下水道施設長寿命化計画策定委託料に522万円、公営企業法適用に向けた業務委託に435万8,000円等で公共下水道事業建設費の目の総額は1,265万6,000円となっております。

次に、2目下水道事業管理費で、本年度は総額9,733万円の前年度比420万1,000円ほどの増額となっております。また、予算残額が大きいわけですが、これは需用費のうちの修繕料が大きく影響をしております。補正予算で設備機器の修繕を見込んでおりましたが、次年度の補助事業の長寿命化等の補助事業に取り込むため必要最低限の修繕としたことで支出額が小さく執行率が低くなっております。

7ページをご覧いただきたいと思います。下段の2款公債費ですけれども、償還元金と利子を合わせまして3億1,541万円、歳出総額の73%を占めております。

詳細につきましては決算説明書をご覧いただきたいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に、認定第7号についての詳細説明がありますか。

赤羽建設水道課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 認定第7号、平成25年度山形村水道事業会計決算認定について補足を申し上げます。1,000円単位で説明を申し上げます。

会計決算報告書1ページをご覧いただきたいと思います。3条予算の収益的収支の収入では、水道事業収益は2億1,603万2,000円で、前年と比べ613万6,000円増額となりました。このうち営業収益は前年と比べ591万7,000円増額の2億1,364万6,000円で、これは下水にもありましたが冬期間、2、3月分の暫定料金の暫定率を75%から100%に見直したことによるものです。また、営業外収益は238万5,000円となりました。

中段の支出の水道事業費用であります。前年比490万円減の1億8,343万8,000円でありました。減額の要因ですけれども、水道施設の耐震診断調査完了と松本市への工事負担金、松塩用水南西ルートの水管橋の耐震工事が終わったことによるものであります。その他の営業費用については計量法による8年に1度のメーターの取りかえ2,200個、およそ560万円が支出されております。

次に、2ページの4条予算であります。資本収支についてであります。資本的収入では一般会計からの消火栓取り付け収入等による412万5,000円です。支出につきましては1款資本的支出総額8,239万8,000円で、前年度比235万7,000円の増額となりました。これは1項の建設改良費で工事の減少により965万1,000円の減額となっておりますが、企業債償還金で平成19年度に借り入れをしました起債2件の元金の償還が始まったため764万円増額の6,933万2,000円となっております。

続いて、3ページ、損益計算書をご覧いただきたいと思っております。営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は4,401万8,000円で、これに営業外収益と費用を合算しまして特別損失を差し引いた経常利益は3,196万4,000円です。これに前年度繰越利益剰余金を加えた当年度末未処分剰余金は3,916万8,000円となりました。これは前年度と比べ1,096万4,000円の増額となっております。

次に5ページ、25年度水道事業剰余金処分計算書(案)をご覧いただきたいと思っております。先ほど申し上げました25年度末未処分利益剰余金3,196万4,000円を減債積立金に100万円、建設改良積立金に2,500万円、翌年度繰越利益剰余金として1,316万8,000円をそれぞれ処分するものであります。

事業の詳細につきましては7ページ以降の事業報告書をご覧いただきたいと思っております。

以上です。

○議長(平沢恒雄君) 以上で担当課長の詳細説明が終わりました。

ここで、代表監査委員より、平成25年度一般会計決算及び特別会計決算並びに公営企業事業会計決算について、決算審査意見書の報告をお願いします。

笹野代表監査委員。

(代表監査委員 笹野初雄君 登壇)

○代表監査委員(笹野初雄君) 平成25年度山形村一般会計及び特別会計並びに公営事業会計決算の審査結果をご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条の第5項並びに地方公営企業法の第

30条の第2項の規定によりまして審査に付されました。平成25年度山形村一般会計及び5つの特別会計並びに水道事業会計決算につきまして、平成26年7月23日から7月31日の間、決算書並びに関係諸帳簿、証拠類等を審査いたしましたので決算報告書について説明をさせていただきます。

なお、決算報告書のつづりは一般会計決算書の前につづられておりますのでご覧をいただきたいと思えます。

まず、審査の対象でありますけれども、意見書の中のご覧のとおり会計であります。

続きまして、審査の方法でございます。各会計決算書及び決算説明書に基づきまして審査をするとともに、関係職員から説明を聴取をいたしまして、また現場において予算執行が適正かつ効率的になされているかどうかを、事務事業が経済的、効果的に行われたかを審査をいたしました。

続きまして、審査の結果でございます。

審査に付されました山形村一般会計及び5つの特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、関係法令に準拠して作成されており、その計数はいずれも正確であることを認めました。また、予算執行状況も適正であることを認めました。

運用基金の年度末合計現在高は7,898万4,000円で、前年度末とほぼ変わりございません。

続きまして、決算の概要であります。各会計の決算計数はご覧のとおりでございますのでご覧をいただきたいと思えます。

続きまして、審査意見でございます。まず総括といたしまして、一般会計の歳入歳出差引額は1億7,512万8,000円で、実質収支額は1億5,343万1,000円であり、実質収支比率は6.1%でありました。当年度も適切な支出がされております。単年度の財政力指数0.387で前年度より0.006ポイント上回りました。

経常収支比率は78.1%で前年度を2%下がりました。また、人件費も同様0.3%減となりました。

公債費負担比率は13.0%と前年に比べ1.7%上回りましたが、これは繰上償還のため繰上償還を含む償還金の増によるものであります。

続きまして、まず一般会計から申し上げます。

村税収納状況は、村税全体では前年度と比較しますと2,724万6,000円増額となりま

す。法人村民税480万9,000円が減額となり、個人村民税が1,197万3,000円、固定資産税が970万円、たばこ税が961万6,000円、軽自動車税が76万6,000円それぞれ増額となっております。

収入未済額は滞納繰越金を含みますと収入未済額は4,282万5,000円となり、前年度より608万3,000円の減額となっております。徴収率は前年に比較しますと0.7ポイント上回っております。納税相談を実施をしたり差し押さえをするなど努力が認められますが、税の公平負担の面からも重要であると言えますので、さらなる収入未済の縮減と徴収率の向上に努めていただきたいと思います。

次に、基金についてであります。平成25年度末における各基金の合計額は18億1,249万7,000円で、前年度末に比較いたしまして4,278万4,000円増加しております。子育て支援センター建設に伴います児童福祉施設建設基金を9,839万8,000円と公共下水道推進基金に5,000万円を取り崩したものの、公共施設整備基金にはさらに1億3,092万1,000円、地域福祉基金に5,000万円が積み立てられており、それぞれに対し備えがされております。

次に、国民健康保険特別会計ですが、実質収支は9,831万1,000円でありましたが、他会計繰入金金の2,641万5,000円と前年度繰越金が9,714万2,000円あったため、単年度は本年度も単年度収支はマイナスとなっております。

年度末の国民健康保険支払準備基金の額は7,376万7,000円であります。不納欠損額は430万2,000円で前年より109万3,000円減少しております。また、滞納額は昨年より523万4,000円減額しております。回収困難な滞納が増加してきております。また、収納率は昨年度に比較しますと1.9ポイント上昇しております。計数等をご覧のとおりでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計です。特別徴収の現年度分には滞納額はございませぬ。普通徴収の現年度分の滞納額は、昨年度に比較して10万円減少しております。全体の滞納額は昨年度より72万3,000円減少しております。また、不納欠損を47万8,000円されております。数字が計数はご覧のとおりであります。

次に、介護保険特別会計です。滞納繰越分は5.5%徴収率が上昇しました。不納欠損は52万4,000円であり、計数はご覧のとおりでございます。

次に、清水高原簡易水道特別会計です。特に問題なく運営されております。計数はご覧のとおりでございます。

次に、公共下水道事業特別会計です。この会計は平成27年度に公会計に移行する

に当たり十分に準備をしていただきたい会計でございます。計数につきましてはご覧のとおりであります。

次に、運用基金の状況を申し上げます。土地開発基金は7,847万3,000円、福祉医療費資金貸付基金はここ何年も利用されていないようでありますので、基金の必要性があるのか再考していただきたいと思えます。

続きまして、水道事業を申し上げます。今年度も順調な運営がされております。有収率は85.2%で前年に比較しますと2.4ポイント上がってきております。利益も順調に上がっておりますが、今後下水道会計が公会計に移行するに当たり下水道料金とのバランスを図っていただきたいと思えます。なお、当年度純利益は3,196万3,000円で、前年度繰越利益剰余金と合わせまして当年度未処分利益剰余金が3,916万8,000円となっております。滞納状況等々につきましてはご覧をいただきたいと思えます。

以上をもちまして平成25年度山形村一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算につきましては地方自治法、公益企業関係法令に基づき審査の結果、報告と意見を申し上げ報告を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明及び代表監査委員の決算審査意見書の報告が終わりましたので、これより認定第1号から認定第7号までの議案について一括質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 2番、上条浩堂です。また、監査委員さんにお聞きしたいのですけれども、水道事業会計のところ下水道料金とのバランスを図っていただきたい、これはどういうことか説明願いたいと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 笹野代表監査委員。

○代表監査委員（笹野初雄君） 決算で赤羽課長も説明申し上げましたように、下水道特別会計が今度企業会計になりますので、独立採算制の会計になりますので、料金の方につきましても低いとそれだけ収益が少ないものですから赤字が生じますので、下水道と上下水道の料金を均等に持つようにして両会計とも安定した経営ができるようお願いをしたいと、そういう内容であります。

○2番（上条浩堂君） はい、結構でございます。

○議長（平沢恒雄君） それでは、ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

それではここで議会を一時休憩といたしますので、それではこの時計で55分まで休憩といたしますので、また55分には再開ということをお願いいたします。

それでは、休憩。

（午前10時45分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、議会を再開します。

（午前10時55分）

◎議案第29号

○議長（平沢恒雄君） 日程第18、議案第29号「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第29号「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」の提案説明を申し上げます。

長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてであります。山形村が加盟、共同設置しております長野県町村公平委員会に10月1日付で新たに加入予定の団体があり、地方自治法の規定により加入を認め、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を変更するため議会の議決を求めるものです。

ご審議をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、詳細説明があれば、これを許します。

中村課長。

○総務課長（中村康利君） このたび議案の第29号でお願いしております公平委員会

の公共団体の数の増でございますが、現在54団体から55団体へということで1つの組織が加盟するという形でございます。佐久市北佐久郡環境施設組合という組織でございますが、これは佐久市、軽井沢町、立科町、それから御代田町の4市町で組織をされますごみの焼却施設を共同設置する団体でございます。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、詳細説明が終わりました。

それでは、議案第29号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第30号～議案第31号

○議長（平沢恒雄君） 日程第19、議案第30号から日程第20、議案第31号を一括して議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

児玉書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） ただいま一括議題とした議案第30号と議案第31号の議案について、村長より提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 次に、議案第30号、第31号の説明を申し上げます。

まず、議案第30号「山形村災害対策本部条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

山形村災害対策本部条例の一部を改正する条例についてであります。平成24年6月に災害対策基本法が改正されており、条例の第1条の目的の根拠法令の条項が相違しているため、正しい条文条項に訂正するために改正をするものであります。

ご審議をお願いいたします。

次に、議案第31号「山形村防災会議条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

議案第30号と同様に平成24年6月に災害対策基本法の改正に伴い、防災会議の所掌事務の内容を追加するものであります。

これまで防災に関する重要事項の審議について規定がされておりましたが、防災に関する諮問機関としての機能を強化する観点から所掌事務として追加をするものです。これに合わせまして多様な主体の参画を図るため、地域自主防災組織を構成する者や学識経験のある者を防災会議の委員に選任できることとしたものです。

その他条文の字句が正しい漢字表記等になっていない点につきましても、この機会に合わせて改正をお願いするものです。

なお、本来この改正は法改正後速やかに改正を要するものですが、手続が遅れましたことをおわび申し上げます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、それを許します。

中村課長。

○総務課長（中村康利君） 議案の30号についてちょっと補足をさせていただきます。

これは平成24年の東北大震災によりまして災害対策基本法が大きく改正があったということを踏まえての改正になったという形でございます。その中で第1条の目的のほかに1点だけ追加させていただきます。2条の中の第3項でございますが、「本部長、副本部長ともに事故があるときは」という形でこれをつけ加えさせていただきました。やはり災害によっていずれもがなくなってしまうというような事故があるということも考えられるという想定のもとで新たにつけ加えるものでございます。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりましたので、これより議案第30号と議案第31号の議案について一括質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第 3 2 号～議案第 3 4 号

○議長（平沢恒雄君） 日程第 2 1、議案第 3 2 号から日程第 2 3、議案第 3 4 号までを一括して議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

児玉書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） ただいま一括議題としました議案第 3 2 号から議案第 3 4 号までの議案について、村長より提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第 3 2 号から議案第 3 4 号までを一括して説明申し上げます。

議案第 3 2 号「山形村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第 3 3 号「山形村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第 3 4 号「山形村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。

この条例の制定は、子ども子育て関連 3 法が平成 2 7 年に本格施行される予定の中、関連 3 法では市町村に対して家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び施設型給付の対象となる認定こども園、幼稚園、保育所や地域型保育給付の対象となる小規模保育等の事業について、認可基準や運営基準並びに放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営について厚生労働省令で定める基準を踏まえ、条例で定めることが義務づけされており、これらの基準を条例で定めるものであります。

詳細につきましては担当課長より説明をいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで詳細説明があれば、これを許します。

倉科子育て支援課長。

○子育て支援課長（倉科 寛君） それでは、議案 3 2 号、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について補足説明を申し上げます。

初めに、家庭的保育事業とは家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型事業、事業所内保育事業の 4 事業でございます。家庭的保育事業と申しますものは、家庭において必要な保育を受けることが困難な満 3 歳未満の者について、家庭的保育者につ

きましては市町村長が行う研修を修了した保育士等を言います。の居宅、その他の場所において家庭的保育による保育を行う事業でございます。

小規模保育事業につきましては、保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満の者について保育をすることを目的とする施設、利用定員が6人以上19人以下の施設でございます。において保育を行う事業でございます。

居宅訪問型保育事業につきましては、保育を必要とする乳児・幼児にあつて満3歳未満の者について当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業でございます。

事業者内保育事業につきましては、保育を必要とする乳児・幼児であつて満3歳未満の者について、事業主等の構成の看護される乳児・幼児、その他の乳児・幼児を保育するために自ら設置する施設で保育を行う事業でございます。

第2条はこの条例の用語の意義を記入してございます。内容につきましては、お手元に配付してあります用語一覧表に記載してありますのでご参考にしてください。

次、2ページをご覧くださいと思います。2ページの第6条は保育の提供の終了後も満3歳以上の児童の教育または保育を継続提供されるよう保育所等の連携について記述してございます。

次に飛びまして6ページをご覧くださいと思います。第18条は事業の目的及び方針等の家庭的保育事業所等の内部規定を記述してございます。

次、7ページでございます。第22条から26条は家庭的保育事業について記述してございます。第22条は家庭的保育事業を行う場所の基準を記述してあり、保育を行う部屋の面積が3名まで9.9平方メートル以上の家庭的保育事業者の居宅、その他の場所で保育を実施するものでございます。

第23条は家庭的保育事業を行う場所には嘱託医、調理員を置かなければならないとなっております。また、家庭的保育者1人が保育できる乳幼児の数は3人以下となっております。

次、8ページでございます。第24条は1日につき8時間を原則として保育時間を記述してございます。

第27条から30条は小規模保育事業について記述してございます。第28条は小規模保育事業A型の設備の基準を記述してございます。保育室の面積はゼロ歳、1歳児は1人3.3平方メートル以上、2歳児は1人1.98平方メートル以上となっております。

次に10ページをご覧いただきたいと思います。第29条は小規模保育事業A型には保育士、嘱託医、調理員を置かなければならないとなっております。また、保育士の数の基準を記述してございます。

次、11ページでございます。31条は小規模保育事業B型には保育士、あと村長が研修を修了したその他保育に従事する職員、これを保育従事者と申します。あと嘱託医、調理員を置かなければならないとなっております。また、保育士の数の基準を記述してございます。

33条は小規模保育事業C型の設備の基準を記述してございます。保育室等の面積は1人3.3平方メートル以上となっております。

次、12ページをご覧いただきたいと思います。34条は小規模保育事業所C型には家庭的保育者、嘱託医、調理員を置かなければならないとなっております。第2項では家庭的保育者1人が保育できる乳児の数は3人以下と記述してございます。

次に、37条から41条は居宅訪問型保育事業について記述してございます。37条は居宅訪問型保育事業の保育の提供について記述してございます。

次に13ページでございます。39条は家庭的保育者1人が保育できる乳幼児の数は1人となっております。

次、42条から48条は事業所内保育事業について記述してございます。第42条は利用定員について記述してございます。ウ欄にありますのが事業者等が雇用する労働者が看護する乳幼児以外の乳幼児の定員枠でございます。

14ページをご覧いただきたいと思います。43条は事業所内保育所の利用定員20人以上、これを保育所型事業所内保育事業と言います。施設の基準について記述してございます。乳幼児の面積は1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室は1人につき3.3平方メートル以上、保育室等は1人につき1.98メートル以上を記述してございます。

次に、16ページをご覧いただいております。第44条は保育型事業所内保育事業には保育士、嘱託医、調理員を置かなければならないとなっております。また、保育士の数の基準も記述してございます。

次に、17ページでございます。第47条は事業所内保育事業の利用定員19人以下、これを小規模型事業所内保育事業と言います。には保育士、村長が研修を修了したその他保育士に従事する者、保育従事者と申しますけれども、それとあと嘱託医、調理員を置かなければならないとなっております。第2項では保育士の数の基準を

記述してございます。

この条例につきましては、子ども子育て支援法の施行日、平成27年4月1日を予定してございますが、それから施行となってございます。

続きまして、議案第33号、山形村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の補足説明を申し上げます。

初めに、特定教育・保育施設とは市町村長が施設型給付費、これは保育所と幼稚園、認定こども園に対する財政措置の支給にかかる施設として確認する教育・保育施設を言います。

次に、特定地域型保育事業とは市町村長が地域型保育給付費、先ほど言いました家庭的保育事業の関係になります。その事業に対する財政措置の支給対象を行うものとして確認する事業を行う地域型保育事業を言います。

第2条につきましては、この条例の用語の意味を記述してございます。

次に、3ページをご覧くださいと思います。第4条から36条は特定教育保育施設の運営に関する基準を記述してございます。第4条は特定教育・保育施設の利用定員の数について記述してありまして20人以上とするとなります。

次に4ページの第6条は、利用定員の総数を超えた場合の選考の仕方について記述してございます。

次に5ページをご覧ください。5ページの第8条は特定教育・保育施設に行う受給資格確認について記述してございます。

次に6ページの第13条は支給認定保護者からの利用負担額、これは保育料に当たりますけれども、の受領について記述してございます。

次に7ページの第14条は、特定教育・保育施設が法定代理受領により施設型給付費を支払いを受けた場合の支給認定保護者への通知について記述がございます。

次に8ページになります。第20条は特定教育・保育施設の目的及び運営方針等の運営規程を記述してございます。

次、飛びまして12ページになります。第35条からは特例施設型給付費に関する基準を記述してございます。特例施設型給付費とは特定教育・保育、あと特別利用保育、または特別利用教育に必要な費用を市町村が支給する費用でございます。

次にいきまして13ページになります。第37条からは特定地域型保育事業の運営に関する基準を記述してございます。37条第1項は利用定員を記述してございます。先ほど申しました家庭的保育事業は1人以上5人以下、小規模保育事業A型、B型は

6人以上19人以下、小規模保育事業C型は6人以上10人以下と、あと居宅訪問保育事業につきましては1人となっております。

38条からは運営に関する基準を記述してございます。38条は利用申込者への事業の運営内容の説明、同意を記述してございます。

次に14ページになります。第42条は認定こども園、幼稚園、保育所との連携について記述してございます。

15ページの第43条は利用者負担額の受領について記述してあります。

次に飛びまして17ページの第46条は、事業の目的及び運営方針等の運営基準について記述してございます。あとこの条例につきましても子ども子育て支援法の施行日から施行となっております。

続きまして、議案第34号の山形村放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の補足説明を申し上げます。

放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に授業の終了後に児童厚生施設等の施設、今で言えば児童館になります。を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業でございます。

第2条はこの条例の用語の定義を記述してございます。

第5条は先ほど説明しました放課後児童健全育成事業の一般原則を記述してございます。

次、2ページになります。第9条は設備の基準について、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するために機能を備えた区画を専用区画と申しますけれども、が児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上となっております。

第10条は職員について記述されておりまして、放課後児童支援員の数は支援単位ごとに2人以上となっております。

次、3ページになります。第4項では先ほど申し上げました1の支援の単位を構成する児童の数は1支援でおおむね40人以下となっております。

次、4ページの第14条でございます。これは事業の目的及び運営方針の運営規程を記述してございます。

次、5ページになります。第18条は開所時間及び日数について記述してございます。開所する時間は小学校授業の休業日には1日に8時間以上、小学校の授業の休業日以外につきましては1日に3時間以上、それで開所する日数には年に250日以上

となつてございます。

次、附則になります。第1条は子ども子育て支援法との施行日から施行となつてございます。附則2条と第3条第2項につきましては、平成27年度にふれあいの館の改修工事を予定しております。第9条第2項の規定、先ほど申し上げました専用区域の面積、1人おおむね1.65平方メートル以上と、第10条第4項の1の支援単位を構成する児童のおおむね40人以下につきましては、平成28年4月1日から適用とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりましたので、これより議案第32号から議案第34号までの議案について一括質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後、行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第35号～議案第37号

○議長（平沢恒雄君） 次に、日程第24、議案第35号から日程第26、議案第37号までを一括して議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

児玉書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） ただいま一括議題とした議案第35号から議案第37号までの議案について、村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第35号から第37号までの説明を申し上げます。

まず、議案第35号「平成26年度山形村一般会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算（第2号）は、歳入歳出予算及び地方債の補正をするものです。

第1条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出に1億7,942万7,000円を追加し、補正後の予算規模は33億5,077万1,000円となっています。

主なものを申し上げますと、歳入予算では地方交付税の普通交付税に5,116万7,000円、分担金及び支出金の民生費負担金に254万1,000円、県支出金の農林水産業費県補助金に396万8,000円、繰入金の公共施設整備基金に391万8,000円、前年度繰越金に1億9万9,000円、村債の臨時財政対策債に1,387万7,000円を追加するなどいたしました。

歳出予算では地方財政法の規定に基づいて25年度決算の剰余金のうち8,060万円を繰上償還金に充て、残りの7,283万1,000円を財政調整基金に積み立てる予算を計上いたしました。

そのほか衛生費は予防費に597万2,000円、農林水産業費は農業委員会費に351万8,000円、農業振興費に262万円、商工費は商工業振興費に500万円、土木費は道路新設改良費に469万6,000円などをそれぞれ計上いたしました。

第2条の地方債の補正は、臨時財政対策債について限度額を増額し1億5,387万7,000円として定め変更するものです。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりであります。

次に、議案第36号「平成26年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」であります。

国民健康保険特別会計の補正予算（1号）であります。歳入歳出にそれぞれ7,389万2,000円を追加し、総額を11億7,389万2,000円とするものです。

補正の内容ですが、歳入では前期高齢者交付金を1,441万7,000円減額、繰越金で前年度の決算に伴い8,830万9,000円の追加で、歳出では前年度収入分の国庫負担金等の償還で2,253万2,000円の追加、支払準備基金への積立額を3,998万円追加するほか予備費に1,118万2,000円を追加するもの等です。

次に、議案第37号「平成26年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出にそれぞれ1,099万円を追加し、総額を5億5,839万円とするものです。補正の内容ですが、歳入では下水道施設整備推進基金からの繰入金1,550万円を減額し、前年度の決算に伴う繰越金2,649万円を追加いたします。

歳出の主なもので事業管理費の修繕料に549万円を追加いたします。また、予備費を550万円の増額するものであります。

以上、補正予算案につきましてその概要を申し上げます。

ご審議をよろしく申し上げます。

済みません。今、議案第37号の総額を4億5,839万円を5億5,000円と言ったというところでございますが、4億5,839万円でありますので失礼いたしました。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に、議案第35号について詳細説明はありますか。

中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） それでは、議案35号、一般会計の補正予算の補足をしたいと思います。後日、常任委員会の方の付託で詳細、さらに細かい説明があるかと思いますので概要だけ説明をさせていただきます。

まず、14ページのところでございますが、総務課の関係では人事異動に伴う人件費の増減をしております。総務課の方では減額、その部分を20ページの土木総務の方で増額という形で科目変更をしておりますのでお願いしたいと思います。

それから、15ページの方では、まず企画費のところ負担金としまして、6月の全協のときに説明申し上げました篠ノ井線の松本地域活性化協議会の設立が予定されるということで3万5,000円を新たに計上させていただきました。

同じく企画費の中で地域づくり費としまして、各区における集会施設等の整備が今盛んに行われております。その補助金等の不足が見込まれるということで43万4,000円、それから明るく元気な村づくりの事業の今後のまだ申請が見越すということで56万6,000円を追加計上をお願いするものでございます。

それから、16、17ページの福祉の方の関係ですけれども、障害児の通所給付の方では23万4,000円、それから私立認可保育所の一時預かり事業の方の補助金へも37万円の追加をお願いしております。

18ページでは保健衛生の関係ですが、予防接種の委託料としまして442万7,000円を追加をしております。

19ページの農業費関係でございますけれども、7月の改選の折に農業委員が1名増えたということで1名増による報酬等で23万1,000円、それから農地法の改正に伴います農業システムの改修ということで328万4,000円を計上しております。それから、6月3日発生の降ひょう・暴風雨被害とその対策費ということで262万円を新たに計上いたしました。

20ページの商工業の振興費でございますけれども、現在積極的に活用がされてい

る住宅リフォームの補助金として500万円を追加という形で見ております。

それから、20から21ページの土木費の関係ですが、先ほど申し上げましたように人件費の増分がございます。それから、やはり6月3日の降ひょう・暴風雨によって道路・河川等の傷んだ部分の修繕という形で維持費の追加を計上してあります。

それから、消防費につきましては22ページでございますけれども、25年度の退団者の退職報賞金の精算が終わった分については減額をしてありますけれども、ちょっとたび重なる火災発生があったということで出動交付金の増額をお願いしてございます。

それから、教育費の方では23ページですが、小学校の給食費の方で燃料代という形で81万9,000円を計上させていただいております。これは急遽給食設備が壊れてしまったということでやむを得ず流用分をしたという形の中でその補てんという形での計上ですのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほど提案説明にありましたように公債費としまして繰上償還の元金としまして8,060万円を公債費の方へ計上させていただいております。

35号につきましては以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第36号について詳細説明はありますか。

青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） それでは、国保会計の補正予算につきまして、先ほど村長説明のとおりであります。予算書のページを追って説明をしたいと思います。

補正予算書6ページをお開きください。6ページにおきましては歳入でありますけれども、前期高齢者交付金の本年度の交付額が決定しました。当初予算額に対しまして1,441万7,000円を減額するものであります。また、その下、繰越金であります。こちら前年度決算に伴い8,830万9,000円を当初予算に対して増額して合わせるものであります。先ほど決算の説明でもありましたが、このうち約2,250万円は償還金となるものであります。

それでは、次、7ページになります。こちらから歳出であります。7ページ最初の保険給付費の関係につきましては、先ほど歳入での減額分1,400万円につきましては財源振替を行うものであります。

それから、その下、後期高齢者の支援金につきましても金額が決まりましたので19万8,000円ほど当初予算に対して増額するものであります。

それから、その下、積立金であります。こちらは積立金の総額を本年度4,000万円と

いう形で見込んでいるために、繰越金の一部を合わせまして4,000万円にするために3,998万円を増額するものであります。

それから、8ページでの上の段、償還金でありますけれども、こちらにつきましては先ほどから申し上げてありますが、前年度会計における国等の負担金等の収入に対して精算に伴う返還が生じました。これを繰越金として持ち越した後、26年度会計におきまして国の方へ返すというための予算措置でありますのでよろしく願います。

以上になります。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第37号について詳細説明はありますか。

○建設水道課長（赤羽孝之君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明は終わりました。

これより議案第35号から議案第37号について一括質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

質問のある議員の発言を許します。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長（平沢恒雄君） 日程第27、議案の委員会付託を議題とします。

本日提出されました認定第1号から認定第7号及び議案第29号から議案第37号については、お手元に配付の議案付託表のとおり各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（平沢恒雄君） 以上で、本日の会議の日程はすべて終了しました。

本日の会議はこれにて閉議し散会といたします。

(午前11時38分)